

ワンポイントアドバイス

医療費控除はどこまでできるの！

所得税の確定申告において所得から控除できる医療費控除がありますが、医療費のうち控除できるものと、できないものを確認してみます。

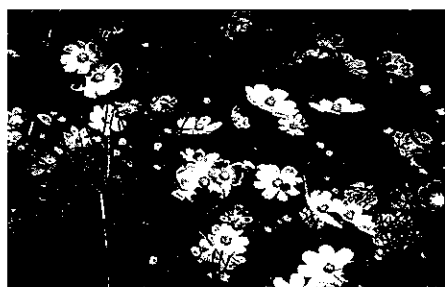
医療費控除に該当するもの

- 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- 治療、療養のための医薬品の購入費
- 通院費用、入院の部屋代や食費代の費用で通常必要なもの
- 治療のために、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに支払った施術費
- 保健師や看護師、その他療養上の世話を受けるために特別に依頼した人に支払った費用
- 助産婦による分娩の介助
- 痔ろう治療のための漢方薬（薬事法第2条に該当する「医薬品」に限ります）の購入費
- 一定条件の要件を満たす介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の費用
- 「おむつの使用証明書」のある紙おむつ（主治医の意見書写し可）

医療費控除に該当しないもの

- 美容整形の目的で支払った整形手術の費用
- 健康増進や疾病予防のための医薬品購入（予防接種）
- 人間ドックなどの健康診断のための費用（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合や特定健康診断を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けた場合のこの費用は医療費に含まれます）
- 親族に支払う療養上の世話の費用
- 治療に直接必要としない近視、遠視のためのメガネ、補聴器の購入（ただし治療を受けるために直接必要とする「治療用メガネ（医師の処方せんがあるもの）等の費用は医療費に含まれます」）
- 通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代など
- カツラの購入
- 出産のための里帰りの交通費

領収書、証明書を普段から集め整理しておいて、所得税の確定申告に備えましょう。



11月の花 秋桜(こすもす)

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL : 06-6313-1369まで

お問い合わせください。